

9 . 情報公開・説明責任

【概要】

本会計大学院では、透明性の高い運営を心掛けるとともに、主にホームページや大学院案内パンフレット等を通じて自らの諸活動の状況を広く社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を十分に果たすべく努めている。また、教員の研究活動成果の公表の一環として本会計大学院では、「LEC 会計大学院紀要」の発行、「LEC 会計大学院叢書」の発刊を重要視している。紀要は、2006年に「LEC 会計大学院紀要第1号」を発行以降、毎年継続して発行しており、現在、既に第5号を発行するに至っている（2009年3月）。本会計大学院紀要の特長として、毎号、本会計大学院の各教員による研究成果や実務家による提言・投稿といったものだけでなく、教員や実務家による対談や座談会といった企画を行っており、常に新しい切り口から会計・経営分野の理論や実務、および会計専門職大学院のあり方や使命について広く社会に公開していることは特筆に価することであるとと考えており、今後も継続して時代のニーズに応じた会計専門職大学院を目指していく。

項目	評価の視点	レベル	
9-1	経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。		

<現状の説明>

本会計大学院の組織運営と諸活動の状況については、現在、以下の事項を本会計大学院のホームページならびに本会計大学院パンフレット等に掲載することにより、情報公開を行っている。

- ・ 大学院案内（大学院概要、学長・研究科長メッセージ、特長、キャンパス案内など）
- ・ 教育プログラム（カリキュラム、シラバス、時間割、学事暦など）
- ・ イベント情報（入試説明会、研修、講演会など）
- ・ 教員・研究活動（教員紹介、紀要・叢書、FD活動、産学連携活動、自己点検・評価報告書、書籍・論文紹介）
- ・ 入学案内（入試情報、科目等履修生募集案内、学費・奨学金制度、学習フォローシステムなど）

特に研究活動の成果については、基準9冒頭の「概要」欄にも既述の通り、「LEC 会計大学院紀要」の発行、「LEC 会計大学院叢書」の発刊を特に重要視している。紀要は、2006年に「LEC 会計大学院紀要第1号」を発行以降、毎年継続して発行しており、現在、既に第5

号を発行するに至っている（2009年3月）。また、叢書は、2007年に第1巻、2008年に第2巻を発刊している。これらは、本会計大学院の各教員に研究・発表の機会を提供するとともに、その研究成果や実務家による提言・投稿を掲載し、経済社会の発展に広く貢献することを目的としている。

< 根拠資料 >

- ・資料1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料3-8：LEC 会計大学院紀要（第1号～5号）
- ・資料3-9：LEC 会計大学院叢書（第1巻 / 第2巻）
- ・LEC 会計大学院ホームページ「トップページ」

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/>

項目	評価の視点	レベル	
9-2	学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備しているか。		

< 現状の説明 >

本会計大学院では、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第12条第3項および第4項に基づき業務および財産の状況を記載した書類等（以下、「業務状況書類等」という。）の備え置き、本学に在学する者その他の利害関係者への閲覧または謄写に関し必要な事項を定めた学内規程（LEC 東京リーガルマインド大学書類閲覧取扱規程）を定め、情報を開示している。

具体的に業務状況書類の閲覧または謄写の請求を行うには、申請者は「業務状況書類閲覧申請書」または「業務状況書類謄写請求書」に必要事項を記入し申請を行う。その後、請求の日から6営業日（書類閲覧規程第6条各号に定める日を除く日をいう。）以内に、請求に応じるか否かを請求者に通知する。なお、これらの一連の手続きに関しては、手続きマニュアルを設置し、必要な体制を整えている。

また、本会計大学院の組織運営と諸活動の状況については、9-1に既述の通り本会計大学院ホームページや本会計大学院パンフレット等において常時、学内外に対して広く情報公開を行っている。

< 根拠資料 >

- ・資料1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料9-1：LEC 東京リーガルマインド大学 書類閲覧取扱規程
- ・LEC 会計大学院ホームページ「トップページ」

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/>

項目	評価の視点	レベル	
9-3	現在実施している情報公開が、社会に対する説明責任の役割を果たしているかどうかを検証する仕組みを整備しているか。		

<現状の説明>

本会計大学院が実施している情報公開は、社会に対する説明責任を果たしており、また検証の仕組みについても十分整備されている。

具体的には、本会計大学院の大学設置法人である(株)東京リーガルマインドには内部監査部門が設置されており、本会計大学院は設置法人の一事業部門にあたるため内部監査の対象となっているため、内部監査については設置法人である(株)東京リーガルマインドの内部監査規程に基づいて実施され、社内情報の信頼性を担保するようにしている。

また、本会計大学院ホームページについては、掲載している情報は常に最新のものを公開するとともに本会計大学院全般（組織・運営面、教学面、入試情報など）に関する事項等で何か変更が生じた際には速やかにその旨を掲載し、公開を行っている。さらに、本会計大学院ホームページには、問合せ先として大学院事務局の住所・電話番号・FAX 番号・Eメールアドレス・業務時間等の情報も掲載しており、本会計大学院に関するさまざまな問合せについて日々対応を行っている。

<根拠資料>

- ・資料9-2：(株)東京リーガルマインド 内部監査規程
- ・LEC 会計大学院ホームページ「トップページ」

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/>

【点検・評価】

(1) 組織運営と諸活動の状況における情報公開について(含む: 規程・体制の整備)

情報公開に関する諸規程も整備されており、また、本会計大学院ホームページや本会計大学院パンフレット、学生募集要項等を通じて可能な限り必要な情報について広く公開していると評価する。

(2) ホームページや大学案内等を利用した情報公開について

本会計大学院ホームページや本会計大学院パンフレット等を通じて可能な限り必要な情報について広く公開していると評価する。また、カリキュラム・教員・研究活動等に関しても、常に最新の情報であるよう、常時メンテナンスを行っているので特段問題はないと考える。さらに、研究活動成果については9-1に既述の通り、「LEC 会計大学院紀要」の継続発行や「LEC 会計大学院叢書」の発刊などから、他の会計大学院ではみられない積極的な取り組みであるとともにかつ長所であると高く評価できるものである。

【今後の方策】

(1) 組織運営と諸活動の状況における情報公開について(含む: 規程・体制の整備) /

(2) ホームページや大学案内等を利用した情報公開について <(1)・(2) 共通>

今後も引き続き本会計大学院ホームページのさらなる充実を図るとともに、大学院案内パンフレット、学生募集要項等においても每期ごとに見直しを行うなど常に本会計大学院の組織運営および諸活動状況についての最新情報開示に努めていくことが重要であると考ええる。

また、研究活動成果の公表の一環として積極的に取り組んでいる大学院紀要や大学院叢書についても引き続き継続して発行・発刊していくとともに、会計専門職大学院といういわば実務と理論・研究の架橋となる実践的教育を行っている大学院であるという特長を広く社会に伝えていく取り組みについてもさらに積極的に行っていく。

このように、本会計大学院の諸活動の状況については、広く情報公開がなされているが、今後は情報公開に加えて本会計大学院の認知度を高めていく必要があると考える。そのためには、ホームページやパンフレットの充実はもちろん、例えば、本会計大学院が加盟している会計大学院協会を通じて他大学を含めた会計専門職大学院全体で広く社会に対して具体的な形で情報を発信していくことを働きかけていく取り組みや、産業・実務界に対して本会計大学院が養成する会計・経営分野の高度専門的職業人材について積極的に伝道していくといった方策も検討していくべきであると考ええる。